

本手引は、学校情報取扱基準に従い、市立学校設置条例第 2 条（昭和 39 年条例第 39 条）に定める学校に敷設されている教育情報通信ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の利用に関する手順を定めるものである。

1 ネットワーク利用の目的

学校におけるネットワークの利用は、教育環境の質的な改善・充実のために行い、「教育の情報化」を目的としています。

2 ネットワーク利用の基本

ネットワークの利用にあたっては、上記目的の達成のため、コンピュータネットワークの特性を理解し、整備された環境の有効活用を図るとともに、個人情報や知的財産権の保護に努めることが基本となります。

3 ネットワークの利用形態

ネットワークの利用にあたっては、次のような形態を想定しています。

情報の発信

教育活動における電子メール及び Web ページ等による情報の発信

情報の収集

教育活動における電子メールの交換及び Web ページ検索等による情報の収集

交流及び教育的な情報の交換

教育活動における国内及び国外の教育機関等との交流及び教育的な情報の交換

教材作成

ネットワークの機能を活用して、検索、収集した情報による教材作成

その他

校長が教育活動に役立つと認める利用

4 ネットワークの適正利用

ネットワークの利用にあたっては、次のことがらに十分配慮してください。

ネットワークに接続するための ID、パスワードの厳正な管理

ネットワーク関連機器及び施設の適正な利用と保守及び管理

送受信した電子メールの適正な利用と管理及び処理

個人認証に必要な情報（パスワードなど）の厳正な管理と定期的な変更

5 ネットワークを利用できる者とその責務

ネットワークを利用することができるのは、市立学校設置条例第 2 条（昭和 39 年条例第 39 条）に定める学校の職員、園児・児童生徒の他、教育委員会及び各学校の校長が、特に認めた方だけです。なお、園児・児童生徒は職員の指導のもとで利用するものとします。

6 ネットワーク利用上の禁止事項

以下の禁止事項について十分留意してください。

法令及び公序良俗に反する行為

事実に反する情報（虚偽やねつ造）の提供や営利を目的とした行為
第三者の知的財産権やその他の権利を侵害する行為
他人の財産やプライバシーを侵害する行為
通信受信者や第三者を誹謗・中傷、差別につながるような行為
特定個人・団体の政治活動、特定宗教団体の布教活動にあたりと認められる行為
特定の企業や商品などの商業的な宣伝行為
私的な通信に利用する行為
ネットワーク内に無断で私的な機器を設置する行為
既設機器のIPや固有番号、名称を無断で変更や悪用する行為
接続のためのID及びパスワードを盗用・借用する行為
他人を詐称するような行為
物品、データ、プログラム等のネット上の売買行為
他者のプログラムやデータ等を改変又は破壊する行為
ネットワークの健全運営に悪影響を及ぼす可能性のある行為

6 手引の見直し

本手引に見直しの必要が生じたときは、教育委員会が見直しを行います。

「附則」

本手引は、平成 22(2010)年 4月 1日 施行とします。